

一九四一年四月十四日、ルーズベルト大統領に依り署名せられたる布告
ヲニ四七五号。

一九四〇年七月二日に承認せられたる「国防強化促進法令」と題する
議令法令のオ六節は次の如く規定せるを以って、

(以下、一九四〇年七月二日の布告ヲニ四一三号中に引用せら
れたる法令文が続く。 オ二二頁に印刷せられたり。)

余、オ米国会衆国大統領フランクリン・デー・ルーズベルトは、衆議院の議令
法令により余に~~賦~~^附与せられたる~~權~~^限に依り、これに基づき、輸出統制
管理人推挙に当り、次記物品並材料は、一九四〇年七月二日承認せら
れたる「国防強化促進法令」と題する法令のオ六節の~~管~~^{施行}と題
する一九四〇年七月二日の布告ヲニ四一三号に定められたる認可
に依りその都度許可を得るにあらざれば、一九四一年四月十五日
以降、合衆国より~~輸~~^は出~~を~~^防止~~を~~^上不可~~なる~~^{なる}。
是ものと決定したることをここに布告す。

工作機械

右証状として、余はこれに署名し、米国会衆国々璽を捺印
せしむ。

西歴一九四一年並米国会衆国独立~~六~~^六五年四月十四日



華盛頓にて作

フランクリン・デー・ルーズベルト

大統領による、

コルデル・ハル

國務長官

オニ六〇頁

合衆国の^対外國關係、日本、一九三一年—一九四一年、オニ二卷
よりの抜粋。